

## EUにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「EUにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務（以下「委託業務」という。）」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

EUは、県産農産物輸出対象国として輸送距離の面でハンディはあるものの、5億人の人口を有しGDPも高いなど今後有望な国・地域であり、現在、EU市場の経済状況は新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にある。県産農産物の更なる輸出拡大のためには、令和3年度から輸出を再開した県産牛肉に加え、新たな輸出品目を現地実需者にPRする必要がある。

そこで、日本文化の認知度が比較的高く、食に関して影響力のあるフランス（パリ）において、食品を扱うバイヤーが多く参加する国際見本市「シアル・パリ 2022（以下、見本市という。）」に出展し、実需者に対し牛肉、コメ加工品、梨などの県産農産物をPRすることにより、EUにおける県産農産物の輸出の拡大を図る。

#### (2) 対象国・地域

フランス（パリ）

#### (3) 対象品目

牛肉、コメ加工品、梨を中心とした県産農産物

#### (4) 出展見本市

名称：シアル・パリ 2022

開催場所：フランス パリ「Paris Nord Villepinte」

開催日：令和4（2022）年10月15日～19日 ※準備日：令和4（2022）年10月14日

備考：日本貿易振興機構（以下、ジェトロという。）が設置するジャパンパビリオン内に出展

#### (5) 栃木県職員対応者

2名

### 2 委託業務内容

#### (1) 見本市を活用した現地実需者向け県産農産物プロモーションの実施

##### ① 見本市運営事務局及び関係団体等との調整業務

EUの社会情勢、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案の上、県産農産物のプロモーションを円滑に実施できるよう、現地事務局及び関係団体、ジェトロ等と調整すること。

##### ② 運営員の配置

準備日を含む会期の全日程（令和4（2022）年10月14日～19日）で、会場の栃木県ブースに現地事務局等との調整業務及び県産農産物をPRできる運営員を配置すること。

なお、運営員は甲が提供する県産農産物に関する資料により、県産農産物の理解を深め、業務に当たること。

### ③ ブース設営や装飾の実施及びサンプル等の手配

見本市においてEUの実需者等に対する効果的なPRができるよう、ブース内の展示や試食などの手法を検討、実施するとともに、ブースの装飾、実施に必要なサンプル用の県産農産物（予算の範囲内で提案をいただくが、実施に当たっては、品目、数量、提供方法等は甲乙の協議により決定する。）や調理機材、食器等の調整、手配をすること。

### ④ 販促資材作成等の作成及びブースでの魅力発信

現地実需者に対し、県産農産物の効果的なPRにつながる販促資材等を作成すること。

また、会期の全日程において、見本市に参加した現地実需者等に対して、試食提供や販促資材等配布により県産農産物の魅力発信をすること。

### ⑤ 来場者に対し県産農産物についてアンケートの実施

見本市に参加した現地実需者に対し県産農産物に係るアンケートを実施し、結果をとりまとめること。

### ⑥ 実需者等に対するフォローアップの実施

見本市における栃木県ブース来場者のうち、成約見込みがある実需者に対し県産農産物の輸出拡大につながる情報等を見本市会期後に発信し、成約に向けたフォローを行うこと。

## (2) その他の業務

### ① 移動手段の手配等

1の(5)に記載する甲の渡航に係る航空機及び現地での交通手段や宿泊等の手配及び、係る費用を含めること。（旅程については甲乙の協議により決定する。）

なお、宿泊はシングルルーム又はツインルーム等のシングルユース（朝食付き）とすること。

### ② 通訳の手配等

現地での通訳を手配すること。

### ③ レンタル携帯電話の手配

レンタル携帯電話2台を手配すること。通信料も委託料の中を含めること。

### ④ その他関連業務

本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める県産農産物のプロモーション等の関連事務の調整等について、協力し必要に応じて実施すること。

## (3) 日本からの渡航ができなかった場合の対応

新型コロナウイルス感染症の影響等により、甲が入国制限等で渡航出来なくなった場合でも、(1)を実施し、県産農産物のPRを行うこと。

なお、(2)については、甲乙協議の上、内容を変更することがある。

## 3 委託業務の実施場所

日本国内及びEU

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5(2023)年3月8日(水)までとする。

#### 5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

#### 6 事業完了後の手続き

##### (1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②(いずれも任意様式)の提出により、契約期間内に行うこと。

##### ① 業務完了報告書

##### ② 成果品

ア 成果報告書(紙媒体3部及び電子媒体)

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- a 事業の結果概要(実施見本市概要、現地実需者向けのPR実施内容、現地で収集した意見等)
- b 現地実需者に対するアンケート結果及びとりまとめ結果
- c 委託業務に関するまとめ、課題の整理、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための課題の整理及び具体手法の提案
- e その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真(電子媒体(JPEG形式))

##### (2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

#### 7 その他

(1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。

(2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

(3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。

(5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

(6) 業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。